

林業に関する提言

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的で健全な発展のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新たな森林経営管理制度の円滑な施行に係る支援

(1) 新たな森林経営管理制度の具体的な制度設計に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえ、早期に進めること。

また、制度の内容については、国の責任において、すべての都市自治体に対し十分な説明を行うとともに、地域の森林・林業関係者に対しても周知を図ること。

(2) 都市自治体の事業実施体制を整備するため、林業部門担当職員の確保・育成に係る支援や林業技術者等の活用の充実など、万全の措置を講じること。

(3) 都市自治体間の事業の進捗・進度に格差が生じることがないように、事業実施に係るガイドラインの作成や説明会の開催など、きめ細かな支援措置を講じること。

(4) 施業の集約化が円滑に進むよう、森林境界の明確化、木材の安定的な供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な路網整備等の森林整備事業を一層推進すること。

(5) 新たな森林経営管理制度を生かし、林業の成長産業化を進めるため、CLTの普及、住宅の木材利用促進及び公共施設の木造化等に係る支援など、国産材利用の推進に係る諸施策を充実すること。

また、新たな木材需要に対応するため、関連産業を支援すること。

2. 林業の成長産業化と適切な森林管理の推進

(1) 木材の生産・供給及び木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。

(2) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、必要な財政措置を講じること。

(3) 木質バイオマスエネルギーの普及拡大に係る財政措置を充実すること。

3. 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る支援措置を拡充す

ること。

4. 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。

特に、公共施設や住宅の隣接地において適正な森林施業が確保されるよう、必要な措置を講じること。

5. 病虫害等防除に係る対策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。

6. 花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉発生源対策を推進すること。

7. 林地台帳の整備については、地域の実情を踏まえ、都市自治体があまねく整備できるよう万全の支援を講じること。